

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		開かれた市政の推進				
具体的な項目		情報公開制度の推進と行政手続制度の見直し				
実施計画項目		行政手続条例の見直し				
担当課		総務課	関係課			
No. II-1-(2)		令和3	4	5	6	7
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は 数値目標	審査基準等の 整備	審査基準等の 公表	審査基準等の 状況確認・ 見直し	審査基準等の 状況確認・ 見直し	審査基準等の 状況確認・ 見直し
進捗 状況	実績	S	S			
	効果又は 数値実績	審査基準等の 整備、公表	審査基準等の 状況確認			
現状と課題						
<p>平成8年に、行政手続条例を制定し、審査基準、処分基準及び標準処理期間（以下「審査基準等」という。）を設定しているが、全庁的な見直しはなされていない。</p> <p>令和2年度に職員への理解を図るため、行政手続制度に関する研修を実施したものの、審査基準等の状況確認、新規設定、見直し、公表にいたるまでの事務量が膨大である。</p>						
課題解決に向けた方策						
<p>審査基準等の状況確認、新規設定、見直しについては、業務委託を含め、実施方法の検討を行い、各課における処分等の審査基準等の見直しを行っていく。</p> <p>設定、公表、状況確認、見直し、公表のサイクルを確立させる。</p>						
具体的な取組内容						
<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時審査基準等の状況確認を行い条例に基づく処分・不利益処分それぞれ1件新規の個票を作成しホームページで公表した。 ・令和5年度に全体見直しを予定しており、見直しの方法、スケジュールについて検討を行い、令和5年度の見直しについては業務委託により実施することとし、併せて今後各課で見直し行うことができるような体制づくり検討していくこととなった。 						
実績考察（理由、改善すべき点等）						
<p>【令和4年度】</p> <p>令和4年度の目標であった「審査基準等の公表」を令和3年度に前倒ししてできたため、令和5年度実施予定の全体見直しに向けた準備に注力することができた。</p>						
考察を踏まえての今後の取組方針						
<p>【令和5年度以降】</p> <p>法改正や条例改正に伴い、基準等に変更がある場合は適宜見直しを行っていく。</p> <p>全体見直しに向け、事業者とスケジュールの調整を行っていく。また、令和6年度以降の見直しについて各担当課により実施できるような体制づくりに取り組んでいく。</p>						